牛肉の安全を求める意見書

我が国で、牛海綿状脳症(BSE)を疑う牛が確認されて以来、安全対策を優先し、と 畜される牛の全頭検査及び特定危険部位除去を実施するとともに、様々なBSE対策が実 施されてきました。こうした対策があったからこそ牛肉の安全性に対する国民の信頼を回 復させることができたのです。

先日、国内で初めてBSE病原体が人に感染して発症すると考えられている変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が出たことは、BSE対策緩和でなく、牛から人へのBSEプリオンの感染の根絶に向けた対策の強化こそ緊急課題であることを示しています。

こうした中、食品安全委員会の中間報告をふまえ、厚生労働省がと畜場におけるBSE 検査の検査対象を21ヶ月以上とするよう食品安全委員会に諮問するとともに、日米両政 府が牛肉の輸入再開に向け、目視による牛の月齢判定を基本的に受け入れる方向で合意し ました。

食品の安全性の確保は、国民の健康な生活の基礎をなす国の重要課題であります。よって国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要請する。

記

- 1. と畜される牛の全頭検査を継続すること。
- 2. BSE発生国では、日本と同水準の検査や特定危険部位の除去が実施されない限り、 輸入禁止の措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月18日

岐阜県郡上市議会

内閣総理大臣 農林水産大臣 様 厚生労働大臣